

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号) (抜粋)

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第17条 構造材料又は構造方法が第8条第1項第2号及び第9条から第12条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は適用しない。

(練積み造の擁壁の構造)

第10条 第8条第1項第2号の規定による間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ(第1条第4項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第4において同じ。)が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。
- 二 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- 三 前二号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15(その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル)以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20(その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル)以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

別表第4(第10条、第30条関係)

土質		擁壁		
		勾配	高さ	下端部分の厚さ
第一種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	70度を超え	2メートル以下	40センチメートル以上
		75度以下	2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
		65度を超え 70度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを超え3メートル以下	45センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	50センチメートル以上
		65度以下	3メートル以下	40センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	45センチメートル以上
			4メートルを超え5メートル以下	60センチメートル以上

第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70度を超え	2メートル以下	50センチメートル以上
		75度以下	2メートルを超え3メートル以下	70センチメートル以上
		65度を超え	2メートル以下	45センチメートル以上
		70度以下	2メートルを超え3メートル以下	60センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	75センチメートル以上
			65度以下	2メートル以下
		65度以下	2メートルを超え3メートル以下	50センチメートル以上
			3メートルを超え4メートル以下	65センチメートル以上
			4メートルを超え5メートル以下	80センチメートル以上
			第三種	その他の土質
75度以下	2メートルを超え3メートル以下	90センチメートル以上		
65度を超え	2メートル以下	75センチメートル以上		
70度以下	2メートルを超え3メートル以下	85センチメートル以上		
	3メートルを超え4メートル以下	105センチメートル以上		
	65度以下	2メートル以下		
65度以下	2メートルを超え3メートル以下	80センチメートル以上		
	3メートルを超え4メートル以下	95センチメートル以上		
	4メートルを超え5メートル以下	120センチメートル以上		